

年 月 日

主治医殿

明治学院中学校
明治学院東村山高等学校
校長 大西 哲也

登校許可証の証明依頼

下記の生徒の病状が軽快し、学校保健安全法の基準を経過して登校に支障のないものと認められましたならば、ご証明を戴きたくお願い申し上げます。

学校保健安全法施行規則

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、SARS、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ(H5N1)
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳せき、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。次条第二号チにおいて同じ。)、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

<登校許可証明>

中・高 年 組	氏名：
診 断 名	_____
発 病 年 月 日	年 月 日
完 治 年 月 日	年 月 日
登校許可年月日	年 月 日

上記疾患が軽快し、感染症予防上支障がないと認めたので登校を許可します。

年 月 日

医療機関の住所、名称等

印